

公益財団法人 日本対がん協会
寄付金の取り扱いに関する規程

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本対がん協会（以下、協会という）定款第 9 条第 2 項の規定を受けて、協会が受け入れる寄付金の取り扱いについて定め、寄付金の公正な運用を図るとともに、協会と寄付者の円滑な協力関係を保つことを目的とする。

(寄付金の受け入れ)

第 2 条 協会はがん征圧活動を推進するため、個人および団体から寄付金を募集し、次の各号の基準をすべて満たしている場合に受入れることができる。

- (1) 協会が定款第 3 条（協会の目的）、第 4 条（事業）のために使用することを、寄付者が了解していること。
- (2) 寄付の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- (3) 寄付の一部または全額を外部団体への助成に使用する場合、寄付者が特定の団体名を指定して、配分を求めていること。
- (4) 寄付者が、科学的に証明されていないがん予防・治療の効用を掲げた商品を取扱う事業者でないこと。
- (5) 寄付者が、たばこなどがんの原因物質を含む商品の製造業者、または販売事業者でないこと。
- (6) その他、寄付金を受けることによって協会の活動の公正さを損なう恐れがないもの。

(寄付の種類と使途)

第 3 条 協会の目的に賛同し、その活動および運営のために協会に寄せられた寄付を「一般寄付」という。寄付者は、希望する場合には第 4 条に定める基金以外についての使途を、任意に指定することもできる。

2 協会が公益認定を受けた日以降に受ける毎事業年度の一般寄付の 80%以上は、公益目的事業のために使用しなければならない。（ただし、寄付者が公益目的事業以外に使用する旨を指定した寄付を除く。） 残余の額のうち、適正な範囲内の額を管理業務に関する会計（法人会計）に充当することができる。

第 4 条 協会に「乳がんをなくす ほほえみ基金」「子宮頸がん基金」「健康を守る禁煙基金」「がん教育基金」を設ける。各基金に受け入れた寄付金は、第 3 章から第 6 章に定めたそれぞれの公益目的事業のために使用する。ただし、必要な場合には、各基金の 10%以下で適正な範囲内の額を法人会計に充当することができる。

第2章 個人、法人および団体からの一般寄付

(個人寄付、賛助会員)

第5条 個人寄付のうち、継続的に協会の活動を支援する趣旨で毎年1,000円以上の寄付をした者は、協会の賛助会員となることができる。

第6条 前条の規定にかかわらず、寄付者は賛助会員となることを断ることができる。

第7条 協会は賛助会員を、協会のがん征圧活動を支持するサポーターと認めて会員証を発行する。寄付の対価として、協会が特別な便宜を供与するものではない。

第8条 協会は、会員に不正・不当な行為、または協会の信用を損なう行為があった場合、会員証の発行を取り消すとともに、返還を求めることができる。

(法人または団体からの寄付)

第9条 協会の目的に賛同し、協会の活動を支援する法人または団体からの寄付は、金額、時期、用途の指定の有無は寄付者の自由とする。

第3章 乳がんをなくす ほほえみ基金

(目的)

第10条 第4条に定めた「乳がんをなくす ほほえみ基金」(以下、「ほほえみ基金」という)に受け入れた寄付金は、協会が行なう乳がん対策に関連した各種事業のために使用する。

(事業)

第11条 協会は「ほほえみ基金」を使用して、次の事業を行なう。

- (1) マンモグラフィおよび超音波検診機器など、乳がん検診車および施設における検診機器整備に対する助成
- (2) 乳がん検診に携わる医師・技師など医療関係者を対象にした技術研修会の実施
- (3) 乳がんに関する相談事業
- (4) 乳がん検診を推進し、乳がんへの理解を深めるための広報資料の制作
- (5) 乳がん征圧のための催しの開催と後援、助成
- (6) 乳がんを中心にした女性のがん患者または克服者に対する支援、助成
- (7) 乳がん征圧のための研究・調査等への助成
- (8) 乳がん対策に功績があった個人・団体の表彰
- (9) その他、乳がんに関連するがん征圧のための事業

第4章 子宮頸がん基金

(目的)

第12条 第4条に定めた「子宮頸がん基金」に受け入れた寄付金は、子宮頸がんへの理解を深め、子宮頸がん検診の受診率向上を目指すために、協会が行なう子宮頸がんに関連した各種事業のために使用する。

(事業)

第13条 協会は「子宮頸がん基金」を使用して、次の事業を行なう。

- (1) 子宮頸がんへの理解を深めるための講演会やシンポジウムなどの開催
- (2) 啓発用小冊子、DVDなど広報資料の制作・配布とティール&ホワイトバッジの普及
- (3) HPVテストなどを通じて新しい検診のあり方を探る事業
- (4) 子宮頸がん征圧のための研究・調査等への助成
- (5) その他、子宮頸がん征圧に関連する事業

第5章 健康を守る禁煙基金

(目的)

第14条 第4条に定めた「健康を守る禁煙基金」(以下、「禁煙基金」という)に受け入れた寄付金は、たばこ規制枠組み条約の趣旨に則り、たばこの害をなくするために協会が行なう各種事業のために使用する。

(事業)

第15条 協会は「禁煙基金」を使用して、次の事業を行なう。

- (1) 禁煙の推進、喫煙の防止など、たばこ規制のための広報、宣伝、推進活動の実施、ならびに活動に対する後援や助成
- (2) 禁煙の推進、喫煙の防止など、たばこ規制のための教育プログラムやテキストの作成、および禁煙指導に携わる医師、保健師、看護師、教育従事者等の研修会の開催、ならびに活動に対する助成
- (3) たばこ規制や、たばこの害、喫煙、禁煙に関する研究・調査の実施、ならびに活動に対する助成
- (4) 禁煙に関する相談事業の実施
- (5) たばこ規制活動に功績があった個人・団体の表彰
- (6) 禁煙推進グループ、禁煙完遂者のグループに対する助成
- (7) その他、たばこ規制を中心としたがん征圧のための事業

第6章 がん教育基金

(目的)

第16条 第4条に定めた「がん教育基金」に受け入れた寄付金は、中学生を中心にした児童・生徒およびその家族、教師を対象にがんの知識を普及させ、がんの予防、征圧に寄与しようとする協会の各種事業のために使用する。

(事業)

第17条 協会は「がん教育基金」を使用して、次の事業を行なう。

- (1) 小中高生など若い世代が、がんを正しく理解できるような教材や広報資料の制作・配布
- (2) 全国の小中高生を対象にしたがんに関する講演会の開催
- (3) 保健体育担当の教師や学校医を対象にした講習会の開催や広報資料等の制作
- (4) その他、若い世代に正しいがん知識を普及させ、がん検診の推進やがん征圧に寄与しようとする事業

第7章 使途の明示

(予算・決算)

第18条 「ほほえみ基金」「子宮頸がん基金」「禁煙基金」「がん教育基金」を使って事業を行なう場合は、協会の毎事業年度の予算、決算に組み入れて使用する。予算案および決算案を協会の定款に従って理事会または評議員会に提案するにあたっては、各基金からの組み入れ額を明示するものとする。

2 前項とは別に、必要に応じて、各基金が受け入れた寄付金およびその使途を明らかにした決算をまとめ、公表する。

(アドバイザー・ボード)

第19条 必要な場合には、各基金の運営について協会に助言するアドバイザー・ボードを置くことができる。構成等については、別途規則で定める。

第8章 受け入れ事務・その他

(寄付金の受け入れ事務)

第20条 担当者が寄付金の取り扱いについてとくに協議が必要と判断した場合には、別に規則で定める寄付金受け入れに関する委員会で取り扱いを協議、決定する。

第21条 寄付に対する感謝状贈呈その他受け入れ後の扱いについては、別に規則で定める。

(改正)

第22条 この規程の改正は理事会の決議によって行なう。